

真鶴町 国土強靱化地域計画

令和5年3月

真鶴町

< 目 次 >

1. 計画策定の背景、位置付け	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 地域計画の位置付け	1
1.3 地域防災計画との関係性	2
1.4 基本姿勢	2
2. 本町の地域特性	4
2.1 地理的・自然的条件	4
2.2 社会条件	5
2.3 地震・津波の被害想定	6
2.4 風水害の被害想定	9
3. 基本的な考え方	11
3.1 前提とする災害	11
3.2 基本目標	11
3.3 事前に備えるべき目標	11
3.4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	12
3.5 施策分野の設定	12
4. 脆弱性の確認・取組の方向性	13
4.1 脆弱性の確認	13
4.2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクスの作成	13
4.3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組の方向性	15
4.3.1 1 直接死を最大限防ぐ	15
4.3.2 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	18
4.3.3 3 必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	20
4.3.4 4 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	22
4.3.5 5 複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	24
4.4 地域計画の進行管理	27

1. 計画策定の背景、位置付け

1.1 計画策定の背景

わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対し、様々な策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）法律第95号）」（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

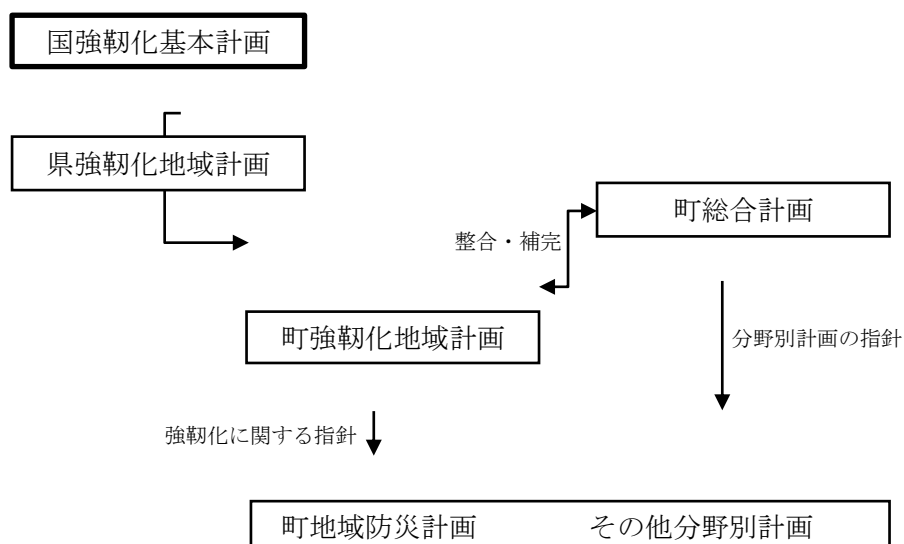
国では、この基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取り組みを推進しています。

町においても、真鶴町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）の各分野の個別計画と国土強靱化に関する指針とし、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

1.2 地域計画の位置付け

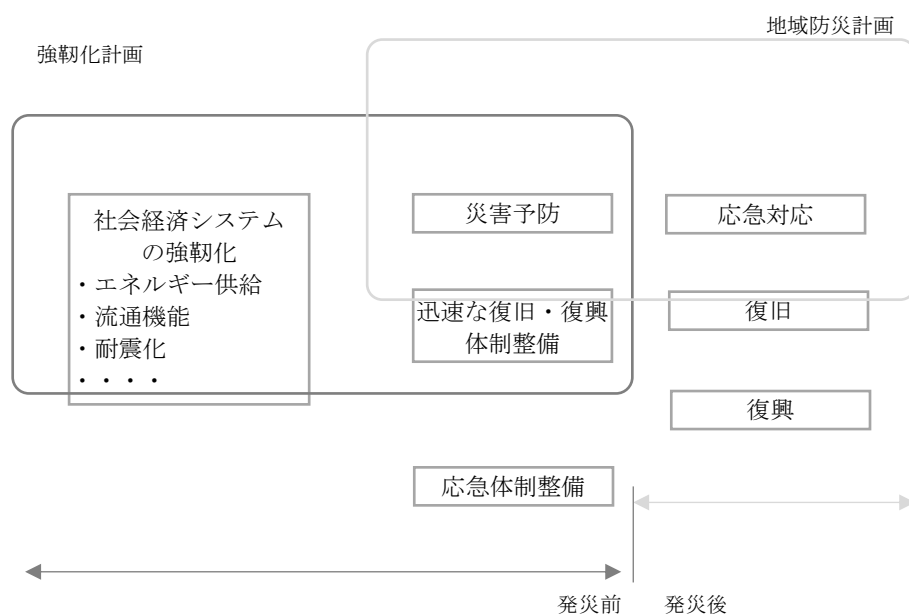
本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本町の計画等の指針となるものです。

[計画の関連イメージ]



[本計画と地域防災計画との関係]

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



1.3 地域防災計画との関係性

本計画は、計画期間を第5次真鶴町総合計画基本計画に合わせ策定時から令和6年度までとし、町の各種計画と整合・調和を図ります。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

1.4 基本姿勢

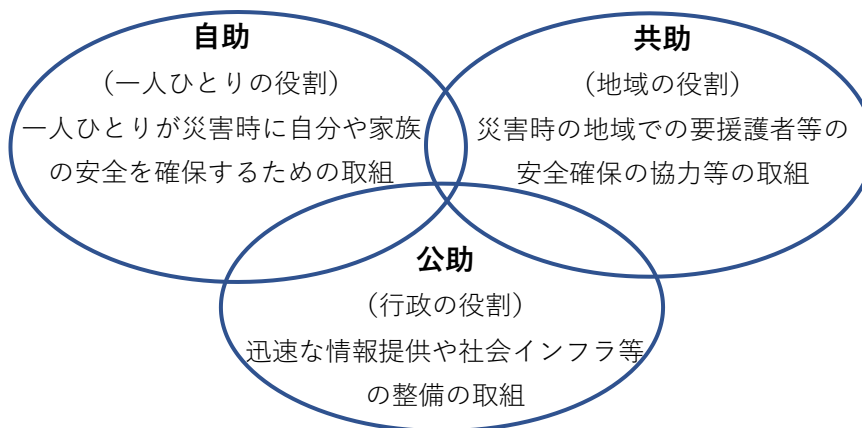
町の強靱化に向けた取組は、様々な主体が一体的かつ横断的な体制の下で、一丸となって推進していく必要があります。そのためには、国、神奈川県、関係団体、民間事業者、町民等との連携・協力を進めることが重要であり、平時から様々な取組を通じて、体制の構築と向上を進めていく必要があります。

1 自助・共助・公助

町の強靱化を効果的に推進するため、自助・共助・公助の概念に基づき、行政、民間事業者、町民等が連携・役割分担しながら、多様な施策を推進します。

また、強靱化の妨げとなる原因を検証し、短期的な視点によらず、中・長期的な視点を持って、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に取り組んでいきます。

【自助・共助・公助の概念】



2 多様な視点での推進

各地域の担い手が適切に活動できる環境の整備や、高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人等の災害時要援護者への配慮、環境との調和や景観の維持等、多様な視点から効果的に強靱化に資することができる施策を推進します。

2. 本町の地域特性

2.1 地理的・自然的条件

1 位置

本町は、東経 139 度 8 分 14 秒、北緯 35 度 9 分 30 秒、神奈川県西南部、首都圏 100 km 圏内に位置し、北西－南東に長軸を有し、長さ約 7 km、幅約 1 km、面積 7.05 km²の神奈川県内で 2 番目に小さな町です。

2 地勢

全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平たん地はほとんどなく、J R 東海道本線を境にして、北部と南部に区分されます。北部は、小田原市と湯河原町に接し、箱根火山の山麓部であり、主として星ヶ山に源を発する岩沢川に沿う地域となっています。この北部の高地部分は、一部で石材採掘が行われていますが、そのほとんどは森林に覆われており、約 1 km²は自然環境保全地域となっています。山裾の緩斜面には、樹園地が広がっており、みかんの栽培が行われています。近年、J R 真鶴駅北側の城北地区では住宅が増加し、新興住宅地を形成しています。

真鶴半島は、約 20～15 万年前に噴火した火山で、南部は、相模湾に面しており、美しい自然景観をつくり出しています。この半島部分と東部の新島高地との中間に広がっている南東斜面が本町の中心となっており、この地域は、更に小起伏により、真鶴地区と岩地区とに分かれています。

なお、北部山麓部の面積は約 4 km²、南部半島部分の面積は約 3 km²となっています。

3 気象

本町は、東南の相模湾を除いた部分が 650m から 150m 前後の丘陵に囲まれているため冬の寒風をさえぎり、また相模湾を黒潮の一部が西流しているため、比較的温暖な気候であり、年間の平均気温は 17.7℃で年間の降水量は 2,116 mm となっています。

2.2 社会条件

1 人口数・世帯数の推移

(単位：人、%)

	人口数	世帯数	世帯当たり人員
平成 28 年	7,699	3,470	2.2
平成 29 年	7,551	3,455	2.2
平成 30 年	7,410	3,450	2.1
令和元年	7,295	3,443	2.1
令和 2 年	7,186	3,434	2.1

2 年齢 3 区分の推移

本町の年齢 3 区分別の人口数及び割合の推移をみると、少子高齢化の進展が明らかであり、15 歳未満人口は平成 12 年の 12.3% (1,118 人) から令和 2 年には 7.0% (504 人) で 5.3 ポイント、614 人の減少、一方、65 歳以上の高齢者の割合は、平成 12 年で 22.8% (2,067 人) から令和 2 年には 42.4% (3,046 人) で 19.6 ポイント、979 人の増加となっています。

(単位：人、%)

		総数	15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上
平成 12 年	実数	9,075	1,118	5,882	2,067
	割合	100.0	12.3	64.8	22.8
平成 17 年	実数	8,714	923	5,471	2,320
	割合	100.0	10.6	62.8	26.6
平成 22 年	実数	8,212	733	4,782	2,697
	割合	100.0	8.9	58.2	32.9
平成 27 年	実数	7,559	605	4,106	2,848
	割合	100.0	8.0	54.3	37.7
令和 2 年	実数	7,186	504	3,636	3,046
	割合	100.0	7.0	50.6	42.4

出典：まなづるの統計

2.3 地震・津波の被害想定

町の地震被害の想定は、神奈川県が実施した地震被害想定調査結果に従うものとしています。県では、平成 25(2013)年度から 26(2014)年度にかけて、東日本大震災で明らかになった知見を反映させた地震被害想定調査を実施しており、この地震被害想定結果について「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成 27 年 3 月)」から町内の被害を抜粋して示します。

2.3.1 地震被害想定

相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の規模がされる南関東地震、神奈川県西を震源域とするマグニチュード 7.0 の規模が予想される神奈川県西部地震などが予想されます。

本想定は、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成 27 年 3 月)」に基づくもので、区分は「想定地震は、地震発生の切迫性が高いとされている地震」、「法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震」、「危機管理的視点から対応を検討しておく必要性が高い地震」、「切迫性は高くないが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があるもの」

であり、町域の被害想定の詳細については次のとおりです。

想定地震名	県内最大震度	発生確率	選定の視点	
神奈川県西部地震	県西地域で震度 6 強	過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生	①・③	
東海地震	県西地域で震度 6 弱	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度	①・②・③	
南海トラフ巨大地震	県西地域で震度 6 弱	南海トラフの地震は 30 年以内 70%程度	①・②	
<u>大正型関東地震</u>	湘南地域・県西地域を中心に震度 7	30 年以内 ほぼ 0%~5% 2 百年から 4 百年の発生間隔	③	
参 考	元禄型関東地震	湘南地域・県西地域を中心に震度 7	30 年以内 ほぼ 0% 2 千年から 3 千年の発生間隔	④
	<u>相模トラフ沿いの最大クラスの地震</u>	全県で震度 7	30 年以内 ほぼ 0% 2 千年から 3 千年あるいはそれ以上の発生間隔	④
	元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	想定していない 津波による被害のみ想定	評価していない	④
① 地震発生の切迫性が高いとされている地震 ② 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震 ③ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震 ④ 発生確率は極めて低いが発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震 ※発生確率については「地震調査研究推進本部(文部科学省平成 27 年 1 月 14 日現在)」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府平成 25 年 12 月)」などによる評価。				

・想定される被害の概要

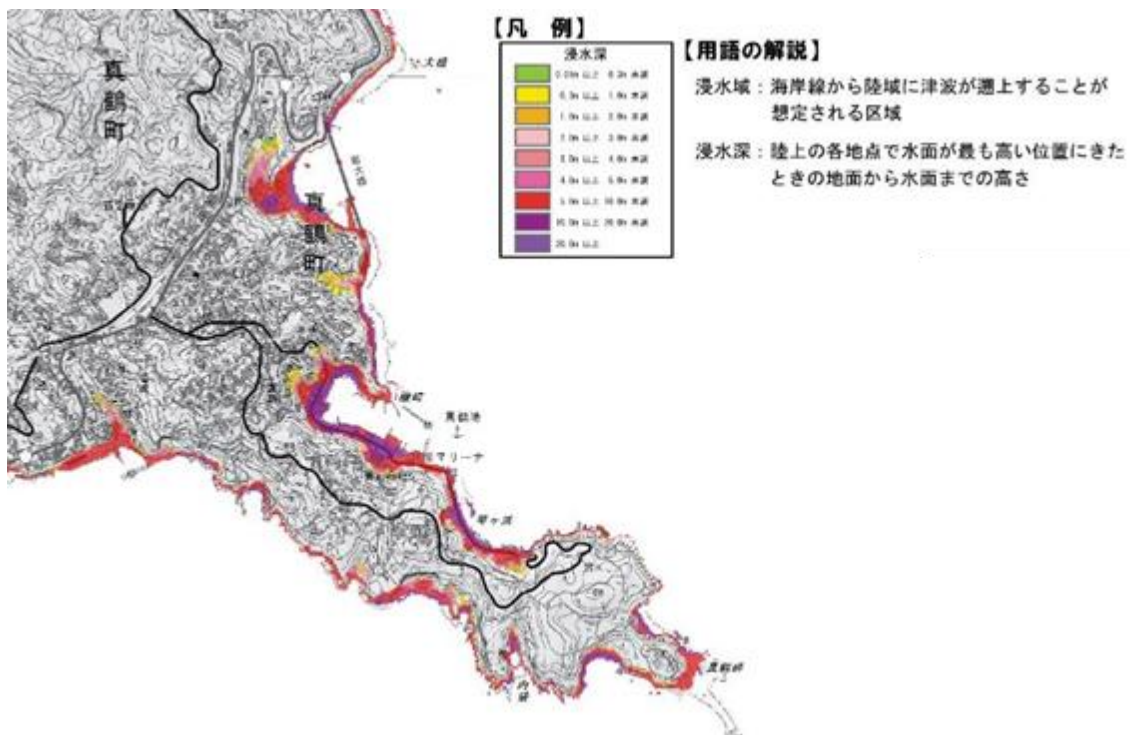
県の被害想定調査に基づく町域の被害想定概要は次のとおりです。

被害想定調査結果（神奈川県地震被害想定調査 H27.3）

想定地震		県西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型関東地震	相模トラフ沿いの 最大クラスの地震	
発生時期等		冬・平日午後6時・平均風速3.447m/s 風向北西					
人口		7,841人（平成27年3月 住民基本台帳）					
世帯		3,469世帯（同上）					
震源域		神奈川県西部	駿河トラフ	南海トラフ	相模トラフ	相模トラフと断層	
Mw		6.7	8.0	9.0	8.2	8.7	
建物	全壊棟数	270	*	*	240	740	
	半壊棟数	1,070	110	150	450	760	
火災	出火件数（件）	0	0	0	0	0	
	焼失棟数（棟）	0	0	0	0	0	
人的被災	死者（人）	30	*	*	240	800	
	重症者（人）	*	0	0	*	*	
	中等、軽症者（人）	130	*	*	50	90	
	避難者	1日目～3日目	1,650	230	270	700	1,700
		4日目～1週間	1,110	230	270	700	1,500
		1カ月後	970	90	120	610	1,480
<p>※「*」は「わずか」という意味で定義（計算上0.5以上10未満の範囲、0は計算上0.5未満の範囲）</p> <p>※「モーメントマグニチュード=Mw」は岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード=MをMwと言う。一般にMは地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してMwは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難。「被害想定調査結果」神奈川県地震被害想定調査 H27.3</p>							

2.3.2 津波被害想定

県においては、国の新たな知見を取り入れ、最大クラスの津波による浸水予想を行い、津波浸水予想図を平成 27(2015)年 3 月に公表したところです。これによると町としては「d (参考) 相模トラフ沿いの海溝型地震 (西側モデル)」が発生した場合に、最大 17.1m の津波が 3 分で到着すると予想されています。



2.4 風水害の被害想定

真鶴町の過去の災害履歴では関東大震災による災害被害はなく、ほとんどが台風と豪雨によるものです。被害の内容は昭和 50 年代、60 年代には台風による崖崩れが多く、一部浸水被害があります。

平成に入ると災害の要因は同じく台風と豪雨によるものであり、被害の多くは崖崩れか浸水ですが、新たに土砂災害や高潮のほか護岸崩壊、また風による倒木、屋根の破損などの被害が出ています。

2.4.1 土砂災害の危険性

神奈川県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、市町村長の意見を聞いたうえで、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定することにより、災害防除のための安全対策を行うこととしています。

町は、土砂災害警戒区域における警戒・避難対策として、土砂災害ハザードマップを作成・公表し、関係町民に周知するとともに警戒避難体制の整備等を行います。

■ 土砂災害警戒区域（急傾斜地 68 区域 268 斜面）

区 域	区域数	斜面数
東	3	7
西	3	9
土肥道	4	12
丸山	4	10
岩中央	3	17
城口	4	13
城北	6	25
みさき	18	78
山ゆり	23	97
計	68	268

注)平成 27 年 12 月 27 日現在

■ 土砂災害警戒区域（土石流）・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）

指定状況	区域の名称	所在地
土砂災害警戒区域	第 1 岩村水無川	岩
	新島沢	岩
	岩沢	岩
	第 2 岩村水無川	真鶴・岩
	細山沢	岩
土砂災害特別警戒区域	第 2 岩村水無川	真鶴町岩

	細山沢	
--	-----	--

注)平成 26 年 3 月 28 日現在

2.4.2 水害の危険性

町は、浸水により相当な被害が生ずるおそれがある区域に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項をあらかじめ定め、地域住民に周知するとともに、高潮が予知又は発生した時は、あらゆる広報媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、マスメディア等）や消防団、自主防災組織等を活用し、高潮情報の迅速な伝達に務めます。

なお、本町の海岸保全区域は、水尻（南防波堤）から琴ヶ浜海岸字里地の南端までですが、当該区域の高潮対策として、神奈川県が平成 5 年度から護岸改良や離岸堤の設置、町が防災行政無線屋外子局の増設を実施しています。

3. 基本的な考え方

3.1 前提とする災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという基本法の趣旨を踏まえ、地震、地震火災、風水害(河川の氾濫、浸水)、土砂崩れ等の自然災害全般を想定リスクとしています。

3.2 基本目標

大規模自然災害の発生時は、人命の保護が最優先事項となります。

また、国土強靱化の本質を捉え、致命傷の回避、被害の最小化に向けた強さと、被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさを備えることが重要です。

これらを踏まえ、町の強靱化を推進するに当たり、国基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

【基本目標】

地域計画の基本目標	
I	人命の保護が最大限図られること
II	社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV	迅速な復旧・復興

3.3 事前に備えるべき目標

基本目標の達成に向けて、町の地域特性や、過去の災害等の教訓を踏まえながら、本計画を推進するための具体的な目標として、5つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

【事前に備えるべき目標】

事前に備えるべき目標	
1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない
5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3.4 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

4つの基本目標と5つの事前に備えるべき目標を基に、国基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」、県地域計画の40の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図りながら、町の地域特性や分かりやすさを考慮した12の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(以下「リスクシナリオ」という。)を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生
		1-2	土砂災害や風水害(河川の氾濫、市街地の大規模浸水等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生
		1-3	避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	救助・捜索活動等の難航
		2-2	避難所等における疾病・感染症等の発生
3	必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する	3-1	行政の機能不全
		3-2	情報通信の機能不全
4	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態
		4-2	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下
5	複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	5-1	大規模延焼火災等の発生
		5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

3.5 施策分野の設定

リスクシナリオに対して、町の様々な施策が強靱化に資するものとして適切に講じられているかを確認するため、施策分野を設定します。

町では、町総合計画との整合性を図るため、町総合計画の分野別方針に定める7つの政策分野を、本計画の「施策分野」に設定しました。

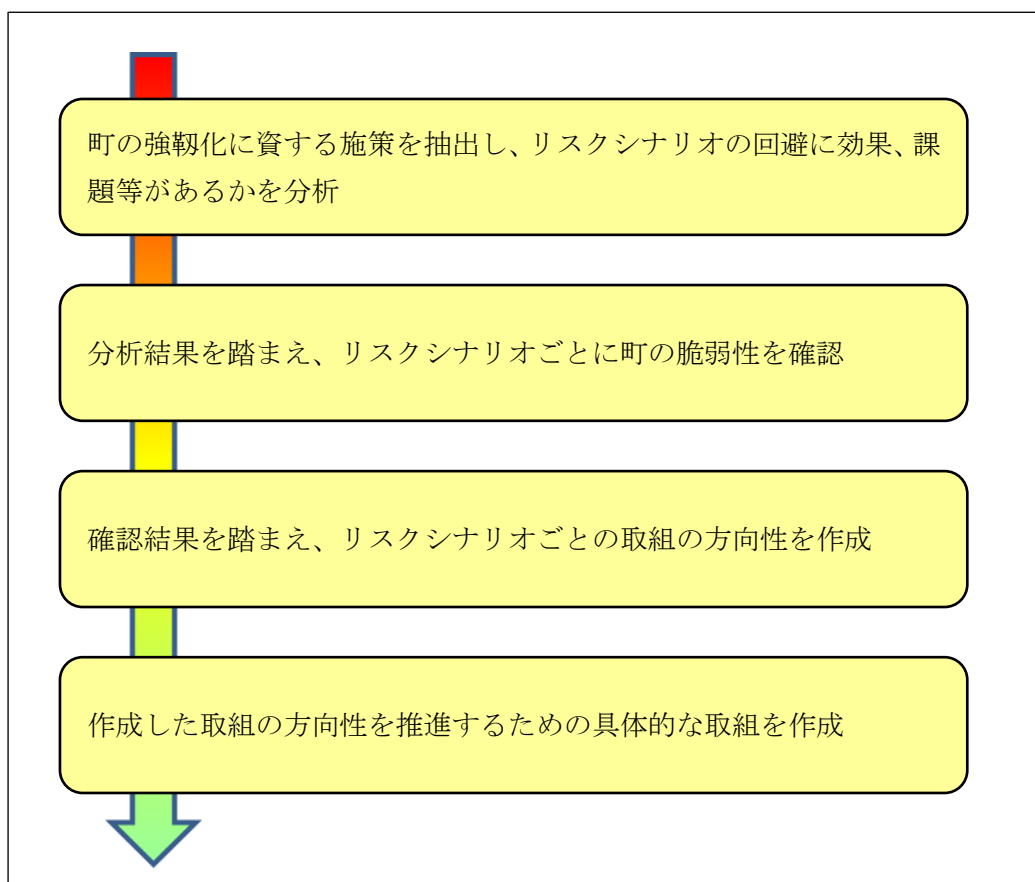
4. 脆弱性の確認・取組の方向性

4.1 脆弱性の確認

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、町が直面する大規模自然災害等のリスクに対し、現行の施策の問題点や脆弱性を評価するため、国が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施します。

評価の実施に際しては、リスクシナリオごとに町の脆弱性を確認し、リスクシナリオを回避するために必要となる取組の方向性と具体的な取組をまとめました。

【取組の検討手法】



4.2 脆弱性の確認結果に基づくマトリクスの作成

脆弱性の確認結果を踏まえ、個々のリスクシナリオに対する取組の方向性を施策分野ごとに整理してマトリクスにまとめました。

このマトリクスにより、町の強靱化に資する施策に漏れがないことや、関連する施策の進捗状況、連携等を確認することができます。

マトリクスの見方

- ・縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を配置しています。
- ・リスクシナリオに対して取り組む施策分野がある場合に「●」を記載

脆弱性の確認結果に基づくマトリクス

リスクシナリオ		施策分野				
		生活環境	産業振興	教育文化	保健福祉	行財政
1-1	建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生	●		●		●
1-2	土砂災害や風水害による、多数の死傷者、孤立地区の発生	●	●			●
1-3	避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	●		●	●	
2-1	救助・捜索活動等の難航	●	●	●		●
2-2	避難所等における疾病・感染症等の発生	●		●	●	●
3-1	行政の機能不全	●		●		●
3-2	情報通信の機能不全	●				●
4-1	食料・飲料水等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態	●	●	●		●
4-2	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下	●	●			
5-1	大規模延焼火災等の発生	●				●
5-2	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	●			●
5-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	●		●	●	●

4.3 リスクシナリオ別の脆弱性の確認・取組の方向性

4.3.1 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の倒壊や火災等による、多数の死傷者の発生

●脆弱性の確認

建物等の倒壊による崩落や火災等に巻き込まれる危険性が高まるとともに、道路等の通行不能により、避難路や緊急輸送道路としての機能が損なわれ、延焼による人的被害の拡大や、救助・消火活動の遅延による多数の死傷者の発生につながるおそれがあります。

また、近年、激甚化する災害によって自衛隊や緊急消防援助隊などの救助部隊の到着に時間を要する等の状況が生じる可能性もあることから、これまで以上に自助・共助の概念の浸透、推進が求められています。

●取組の方向性

- 建物や道路等の耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 効果的な消防・救急体制の構築や火災予防対策を推進します。
- 地域住民による自助・共助の取組を促進するとともに、支援体制の強化を図ります。

●具体的な取組例

<建物等の耐震化、改修>

- 住宅等の建築物について、耐震改修促進計画に基づき耐震診断に対する助成制度の利用を促進していきます。また、防災関連イベント等を通じて、耐震化に関する普及啓発を行います。
- 避難所等となる小・中学校の屋内運動場を始めとした公共施設の計画的な点検や修繕、改修を行い、耐震性・安全性を確保します。

<道路等の整備>

- 道路等の脆弱性対策や、長寿命化計画に基づき橋りょう等の点検や修繕、耐震化を計画的に行います。
- 道路に面する危険性の高いブロック塀等の生垣転換に係る支援を行うとともに、所有者自身による安全点検の必要性を周知します。
- 幹線道路等の整備や狭あい道路の拡幅、長寿命化計画に基づき公園等の整備等を計画的に実施します。

<消防力の強化>

- 消防団詰所等の整備や、消防・救急車両及び消防団車両並びに活動資機材の計画的な更新を推進します。
- 消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検、修繕するとともに、住宅の増加等地域条件の変化に合わせ適切な消防水利の整備を進めます。

<自助・共助の取組>

- 火災予防や家具転倒防止対策等の自助の取組について啓発を行います。
- 初期消火・救助活動等の自主防災の取組や応急手当等の共助の取組について、訓練やマニュアル等を踏まえ、促進します。

1-2 土砂災害や風水害(高潮による家屋への浸水等)による、多数の死傷者、孤立地区の発生

●脆弱性の確認

近年の局地的な大雨等に対応できない場合や、台風による高潮により、土砂災害や大規模浸水等が発生する可能性が高まるとともに、土砂災害や浸水の危険がある区域の周知や警戒避難体制の整備不足によって、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

また、土砂災害や風水害に起因する道路閉塞等により、孤立地区の発生、物資の供給や救助等が滞るおそれがあります。

●取組の方向性

○道路閉塞を防止する取組を実施し、土砂災害や浸水被害の軽減を図ります。

○森林の適正な整備、管理及び啓発の他採石場の定期的なパトロール実施し、山地災害の防止を図ります。

○ハザードマップの配布や訓練・研修を通じて、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の周知を実施したり、安否情報確認システムの登録者数を増やしたりすることにより、避難体制の強化に努めます。

○分散備蓄を実施する等、孤立した場合での物資供給の停滞にも耐えられるよう対策を推進します。

●具体的な取組例

<土砂災害、河川氾濫の防止>

□道路等の脆弱性への対策、公有地における土砂災害警戒区域の整備等を実施します。

□県が実施する護岸や河床等、河川施設の適切な維持管理に協力します。

<森林の保全>

□町有地における適切な森林整備を行うとともに、私有の里山の適正管理に対する支援等を通じて、森林の保全と公益的機能を維持します。

<避難体制の強化>

□ハザードマップやマイ・タイムライン等を活用し、避難に関する町民の意識向上に努め、安全な避難行動を推進します。

□自主的な避難行動を判断する、町からの災害情報のほか、気象庁発表の地震情報や各種気象情報がメールで受け取れる安否情報確認システムの登録を推進します。

<孤立対策>

□地崩れ等により孤立等が予想される地区において、通信機器の確保や、救助資機材、飲料水等の分散備蓄を引き続き実施します。

1-3 避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

●脆弱性の確認

災害情報や避難情報が迅速かつ確実に伝達されないことにより、円滑な避難に支障が生じるおそれがあります。

また、一人ひとりが自身の状況に応じた適切な避難行動をとれないことにより、多数の死傷者が発生するおそれがあります。

●取組の方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報発信力の確保・強化を図ります。
- 訓練や研修を通じて、状況に応じた避難判断力、避難行動力の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者といった要援護者に対する支援を地域とともに構築します。

●具体的な取組例

<避難情報等の的確な伝達>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、情報伝達手段の多重化を進めます。
- 一人暮らしの高齢者等への適切な情報伝達手段を整備します。
- 自主的な避難行動を判断する、町からの災害情報のほか、気象庁発表の地震情報や各種気象情報がメールで受け取れる安否情報確認システムの登録を推進します。

<避難行動の推進>

- 地域の自主防災訓練等、様々な機会を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。
- 適切な避難判断、行動できるようハザードマップによる災害リスクの周知や、マイ・タイムラインの作成を促進するとともに、風水害対策訓練等を実施します。
- 要配慮者利用施設の利用者等が迅速な避難を行えるよう、避難確保計画の策定を支援する等、施設の避難体制の整備を支援します。
- 地域の要援護者が適切に避難できるよう、地域と協力して支援体制を構築します。
- 防災教育の一環として、地域の自主防災訓練等へ地域在住中学生の参加を勧奨します。

4.3.2 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 救助・捜索活動等の難航

●脆弱性の確認

多数の死傷者の発生を防ぐためには、発災後 72 時間以内の集中的な救助・捜索が重要となりますが、数多くの活動現場がある中で、人的・物的資源の投入に限界が生じるおそれがあります。

また、道路の閉塞等による交通ネットワークの途絶によって、救助・捜索の遅延や帰宅困難者の増大等による二次災害のリスクが高まる可能性があります。

●取組の方向性

○消防署や消防団の整備や必要な消防部隊の配置・増強等により、効果的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図ります。

○関係機関との連携訓練や普及啓発の推進、自主防災組織等への支援等を通じて、自助・共助の取組を促進し、防災力の向上を図ります。

○緊急輸送道路等の閉塞を防止する取組を推進するとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を確保する等、救助・捜索の妨げや二次災害の抑制を図ります。

●具体的な取組例

<消防力の強化>

□消防団詰所等の整備や、消防車両及び消防団車両の計画的な更新を進めます。

□消火栓や防火水槽等の消防水利を定期的に点検、修繕するとともに、住宅の増加等地域条件の変化に合わせ適切な消防水利の整備を進めます。

□訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の強化や消防職員のより高度な知識、技術の習得を推進します。

□救急救命士の計画的な育成、高度救命処置用資器材の整備等、救急業務の高度化を推進します。

<防災力の向上>

□防災関係機関との連携訓練を通じて、災害受援計画等を定期的に見直し、災害対応力の強化を図ります。

□帰宅困難者の受入場所の確保を引き続き実施するとともに、事業者に対し一斉帰宅の抑制等について啓発を行います。

□自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。

<緊急輸送道路等の確保>

□道路等の脆弱性への対策、橋りょうの耐震化等を図ります。

□下水道管きょ等の整備及び定期的な点検・調査を行い、機能維持を図ります。

□ドクターヘリ等の緊急着陸ポイントを整備します。

2-2 避難所等における疾病・感染症等の発生

●脆弱性の確認

多数の避難者が発生した場合、避難所等の衛生環境を維持することが困難となり、環境が悪化することによって、疾病・感染症が発生するおそれがあります。

また、避難所等における疾病・感染症のまん延は、災害に関連する人的被害の拡大につながることから、負傷者の状況把握や応急医療対策とともに、平時からの感染症予防対策等が求められています。

●取組の方向性

- 避難所等として利用する施設や物品を整備し、衛生環境の確保を図ります。
- 訓練やマニュアル等の見直し、衛生用品の備蓄を行う等、衛生対策を推進します。
- 避難者の健康状態を継続的に把握する体制を確立し、疾病・感染症患者が発生した際にも、迅速に対応できる体制づくりを推進します。

●具体的な取組例

<衛生環境の確保>

- 避難所等の衛生環境の悪化を抑制するため、下水道管きよの整備及び定期的な点検・調査・改築を行い、機能維持を図ります。
- 避難所等として利用する小・中学校のトイレ等の整備、改修を進めます。

<衛生対策の向上>

- 消毒用アルコール等の衛生用品や、感染症対策物品の整備を進めます。
- 発災時のペット同行避難の考え方等の普及啓発に努めるとともに、定期的な予防注射の実施等の自主的な衛生対策の取組を促進します。
- 訓練や各種マニュアルの整備を通じて、感染症等の拡大防止を図ります。

<感染症発生に即応できる体制づくり>

- 避難者の応急手当や健康状態を定期的に把握できる体制を整備します。
- 感染症の発生を抑制する取組を推進するとともに、感染症患者が発生した場合には、迅速に対応できるよう連絡体制を整備します。

<一時避難所の運営能力の向上>

- 地域高齢者の受け入れ確保等を目的に、地区集会施設等で地域主導の一時避難所が適切に開設できるよう、自主防災訓練等の機会を通じて技能向上を図ります。
- 自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。

4.3.3 3 必要不可欠な行政機能や情報通信機能等を確保する

3-1 行政の機能不全

●脆弱性の確認

自然災害が発生した際に、町は、地域防災計画に基づき、災害応急対策活動や災害復旧活動の主体として非常に重要な役割を担いますが、その拠点となる役場や消防署等の町有建築物の倒壊等により、災害時の迅速な応急対策や復旧・復興対策が遅れるおそれがあります。

また、職員自身が被災することにより、人員不足や災害対応業務に混乱が生じるおそれがあります。

●取組の方向性

○重要な防災拠点となる町有施設等の計画的な改修、維持管理、移転などにより、町役場等の機能不全の抑制を図ります。

○災害対応業務の整理や、各種計画やマニュアルの見直しを継続的に進め、職員個人の災害対応力の強化を図ります。

●具体的な取組例

<町役場等の機能不全の抑制>

□長寿命化計画等に基づき、行政機能の適正配置や、計画的かつ効果的な公共施設の維持・保全、移転などにより耐震性や安全性を確保し、災害に備えます。

<職員の災害対応力の強化>

□災害時に参集する非常配備要員や、業務継続計画等を定期的に見直し、災害発生に備えます。

□「災害発生時等における職員の初動指針」をはじめとした、災害時の各種マニュアルの整備や、総合防災訓練等の各種訓練を通じて、災害に即応できる体制づくりに努めます。

3-2 情報通信の機能不全

●脆弱性の確認

情報通信網は、被災状況の迅速かつ的確な把握や被災者への情報提供等の手段として非常に重要となりますが、自然災害時には、これらの通信設備の損壊や電話回線の途絶・輻輳^{ふくそう}等により、情報通信が確保できなくなるおそれがあります。

特に、消防業務に関する通信網は、119番通報や消防部隊の管制等の重要な役割を持っており、異常が発生すれば、迅速かつ的確な消防活動が実施できなくなるおそれがあります。

●取組の方向性

- 既存の防災用通信機器及び関連システム等の適切な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報通信網の確保・強化を図ります。
- 消防指令システム等の計画的な機器更新や最新の通信規格にも対応する職員の育成を推進します。

●具体的な取組例

<情報通信網の確保・強化>

- 防災行政無線等の通信機器の適切な維持管理を行います。
- 情報通信技術の進展等を踏まえながら、各種通信システム等の更新・再整備を進めます。
- 災害用伝言ダイヤルの一層の普及啓発や非常用発電設備等の整備に向けた取組を進めます。

<消防通信の高度化>

- 消防指令システム等の計画的な機器の更新を進めるとともに、最新の通信規格への対応等、消防通信の高度化を推進するとともに、取り扱う職員の育成を進めます。

4.3.4 4 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させ、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 食料等の生命に関わる物資やライフラインが適切に供給できない事態

●脆弱性の確認

災害が発生すると、道路や水道管等のライフラインの損壊・断絶等により、物資等の流通が停滞又は混乱状態となるおそれがあります。

また、ライフラインに係る混乱状態が発生することによって、物資の枯渇や価格の高騰を招き、町民生活に悪影響を及ぼす可能性が高まります。

●取組の方向性

○自ら備蓄することに関する普及啓発に努めます。

○物資供給の停滞にも耐えられるよう、分散備蓄や事業所等と物資供給協定など多様な物資の確保に努めます。

○必要物資等の確保、物資等の受援体制の強化を推進します。

●具体的な取組例

<食糧等の備蓄に関する普及啓発>

□町民、事業者に対し、自ら食糧等を備蓄することについて普及啓発に努めます。

□期限切れが近い備蓄品を学校や自主防災訓練等において配布することで、各家庭における備蓄を促進します。

<物資供給がなくても耐えられる環境づくり>

□備蓄物資や倉庫の適切な維持管理を実施するとともに、各地域への分散備蓄に努めます。

□公共施設等に設置している非常用発電設備の適切な維持管理を行うとともに、燃料等の備蓄を実施します。

□米飯の炊き出しを行えるよう、学校給食センターの適切な維持管理等を実施します。

<物資等の受援体制の強化>

□事業所等との災害時応援協定締結の充実を図るとともに、プッシュ型支援等に迅速に対応するため、物的支援等の受援体制の強化を図ります。

4-2 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止と産業生産力の低下

●脆弱性の確認

災害時においては、建築物や電柱の倒壊等により、緊急輸送道路や鉄道等の陸上交通ネットワークが途絶、寸断することにより、輸送力の低下を招くおそれがあります。

また、輸送力の低下は、地域の企業活動の不能や遅延を招き、産業生産力の低下、都市機能回復の妨げとなるおそれがあります。

●取組の方向性

○緊急輸送道路等の道路閉塞を防止する取組を推進する等、災害に強い道路網の構築や強化を図ります。

○中小企業や商店街等、企業活動を維持するための支援や体制づくりを図ります。

●具体的な取組例

<幹線道路ネットワークの確保>

道路等の脆弱性対策や、長寿命化計画に基づき橋りょう等の点検や修繕、耐震化を計画的に行います。

<産業生産力の維持>

中小企業者等への資金供給の円滑化等の体制づくりを図ります。

企業の業務継続計画策定支援等、災害に向けた備えの浸透を図ります。

4.3.5 5 複合災害・二次災害を発生させず、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5-1 大規模延焼火災等の発生

●脆弱性の確認

大規模火災の発生は、市街地における多数の死傷者の発生だけでなく、消防活動体制の限界等による延焼火災のおそれがあることから、火災の発生自体を未然に防ぐことが求められています。

また、延焼火災の発生は、死傷者が発生する可能性を増大させる等、被害の拡大につながるおそれがあります。

●取組の方向性

- 消防・救急体制を強化し、災害対応力の更なる向上を推進します。
- 初期消火活動への取組や火災予防対策を推進します。
- 延焼防止機能の強化等のために、都市施設等の整備を実施します。

●具体的な取組例

<消防力の強化>

- 消防団詰所等の整備や、消防・救急車両及び消防団車両並びに活動資機材の計画的な更新を進めます。
- 消火栓や防火水槽の整備を進めるとともに、住宅の増加地等地域条件の変化に合わせ適切な消防水利の整備を進めます。
- 消防団員の確保に向けた取り組みを強化するとともに、研修や訓練を通じて消防団員の更なる資質の向上を図ります。

<初期消火体制と火災予防対策の推進>

- 火災予防広報や防火指導、危険物等の安全対策の指導、自主防災組織等の初期消火訓練の実施を推進します。

<火災に強い市街地整備の推進>

- 幹線道路や狭あい道路の拡幅整備、公園の整備等を計画的に実施します。

5-2 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

●脆弱性の確認

災害時には、災害に起因する廃棄物が大量に発生し、発災直後から仮置場の設置やがれきの撤去等、必要な処理が増大することで、廃棄物の処理が滞ってしまう可能性があります。

また、災害廃棄物の処理が遅延すると、日常的に発生するごみ処理全体に悪影響を及ぼし、生活衛生環境の悪化や、速やかな復旧・復興の妨げになるおそれがあります。

●取組の方向性

○災害廃棄物の処理能力の強化を図ります。

○必要に応じて、町災害廃棄物等処理計画を見直し、災害時においても円滑に廃棄物を処理できる体制づくりを図ります。

●具体的な取組例

<災害時の円滑な廃棄物処理体制>

□国の災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画等に基づき、町地域防災計画との整合を図りながら、町災害廃棄物等処理計画を必要に応じて見直し、災害対応体制の向上を図ります。

□事業所等との災害時応援協定を締結し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備します。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●脆弱性の確認

災害時は、避難所等において、町民や地域コミュニティによる自助・共助が非常に重要となりますが、人材や資機材の不足から地域コミュニティとしての機能不全に陥り、コミュニティ自体の崩壊につながる可能性があります。

地域コミュニティの崩壊は、死傷者や災害関連死を増大させるおそれがあるほか、治安の悪化を招き、復旧・復興を大幅に遅れさせる可能性があります。

●取組の方向性

- 地域住民による自助・共助の促進、体制の強化を図ります。
- 避難所等の運営について、一層の体制整備を図ります。
- 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図ります。

●具体的な取組例

<自助・共助の促進>

- 自主防災組織等の訓練や会議を通じて、地域の自主的な防災体制の強化を図ります。
- 若い世代や子育て世代の参加を促進するとともに、訓練等の活動への参加者の増加を図ります。
- 様々な地域活動の支援等を通じて、地域住民の顔の見える関係づくりや防犯意識の向上等を図ることにより、災害時における治安悪化のリスクを可能な限り低減します。
- 自主防災組織等への支援等を通じて、共助の取組を推進します。
- 地籍調査を実施し、土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生につなげます。

<避難所等の適切な運営>

- 法改正や社会情勢の変化等を注視しながら、必要に応じて避難所運営マニュアルに反映させます。
- 多様な視点を取り入れた運営や感染症対策について、訓練等を通じて普及啓発に努めます。
- 地域高齢者の受け入れ確保等を目的に、地区集会施設等で地域主導の一時避難所が適切に開設できるよう、自主防災訓練等の機会を通じて技能向上を図ります。

4.4 地域計画の進行管理

1 町総合計画と整合した進行管理

本計画は、町総合計画に基づく様々な施策(以下「推進施策」という。)の指針となるものであることから、この計画を着実に推進するためには、推進施策との整合を図りながら取り組んでいく必要があります。

そのため、推進施策の中からリスクシナリオを回避するために必要な取組を抽出し、「リスクシナリオを回避するための取組事業一覧」としてまとめるとともに、この事業一覧を定期的に更新する等、町総合計画と整合した進行管理を行います。

2 効率的な評価体制の整備

より効率的に強靱化に資する取組を評価するため、推進施策の進行管理における評価結果を活用し、町の強靱化の視点(リスクシナリオの回避)から再評価を行います。

また、再評価の結果を蓄積することで、計画の見直しを行うための検討や、見直しの根拠資料として活用します。

真鶴町国土強靱化地域計画

令和5年3月

真鶴町 総務防災課